

顧問先各位

<ご一読推薦者>

- 経営者
- 経理担当者
- 従業員

初鹿会計事務所（認定経営革新等支援機関）

〒400-0043

山梨県甲府市国母8丁目4番40号

TEL 055-220-6885

FAX 055-220-6887

URL <https://www.hatsushika-kaikei.com/>

新型コロナウイルス関連情報 <https://www.hatsushika-kaikei.com/blog/news/p1950/>

令和3年度税制改正大綱のお知らせ

昨年12月に閣議決定された税制改正の大綱について重要と思われるものをお知らせ致します。

<個人所得課税>

○住宅ローン減税

- ・従前適用対象外だった床面積40㎡以上50㎡未満の住宅を取得した場合、
合計所得金額1,000万円以下の者については、住宅ローン控除の対象となる。

○退職所得課税の厳格化

- ・従前勤続年数が5年以下である従業員が受け取る退職金は退職所得の2分の1課税の対象だったが、
令和4年以降、退職所得控除額を控除した残額のうち、300万円超の部分は2分の1課税の対象外となる。

<法人課税>

○デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設

- ・事業適応計画(仮称)について認定を受けたものが、令和5年3月31日までの間に、その事業適応計画に従って実施される対象のソフトウェアの新設・増設、又は対象のソフトウェアの利用に係る費用(繰延資産となるものに限る)の支出をした場合には、取得価額の30%の特別償却、又は、その取得価額の3% (グループ外の事業者とデータ連携をする場合には5%)の税額控除ができる。

<資産税>

○住宅取得資金等の非課税枠拡充

- ・父母や祖父母など直系尊属からの贈与により、自己の居住の用に供する住宅用の家屋の新築、取得又は増改築等の対価に充てるための金銭を取得した場合、令和3年3月31日までの非課税限度額と同額まで引き上げる。(令和3年12月31日まで。なお、非課税にするためには申告する必要があります。)

上記の税制大綱は実際の税制改正案施行となる本年4月までに変更になる可能性があります。

変更になった場合は、改めてお知らせ致します。

ご不明な点等ございましたら、お気軽に窓口担当者までお問い合わせください。